

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川浄水場6・12号沈澱池フロキュレーター整備修繕
- 2 業者名 水ingエンジニアリング株式会社 北海道支店
- 3 特定理由 本修繕の対象であるフロキュレーター設備は、浄水処理工程のうち凝集剤を加えた原水に攪拌エネルギーを与えてフロックの形成を促進させるための設備であり、修繕内容は駆動部分の分解整備を行い、経年劣化した機能の回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作されたもので、製造元のみが保有する設備独自の設計データと、専門的な整備技術がなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である(株)荏原製作所から整備・メンテナンスを移管された唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準の一部改正について（令和6年3月22日 総務課長）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川第2浄水棟沈澱池引抜弁ほか整備修繕

2 業者名 株式会社 守谷商会 北海道支店

3 特定理由

本修繕の対象機器は、沈澱池の凝集沈澱で堆積する汚泥を定期的に排泥させる汚泥用の特殊構造の偏心構造弁、および濃縮槽において濃縮された汚泥を引き抜くための偏心構造弁である。

これら対象機器は、故障等の不具合で排泥作業および引抜作業が停止すると、沈澱池においては汚泥堆積が管理値以上となり沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇を招き、濃縮槽においては後段の汚泥処理工程に重大な支障をきたすなど、いずれも浄水処理全体に大きな影響を及ぼすことになる重要な機器である。

本修繕は、いずれの機器も製造元の純正部品でなければ既設本体とは適合せず、偏心構造弁の機構、動作システム、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データと専門の偏心構造弁整備技術がなければ機能の回復を図る施工は不可能である。

上記業者は、対象機器の製造元である有限会社北九と設計データと専門整備技術を共有し、対象機器の販売・メンテナンスの代理店に指定されており、上記業者でなければ対象機器の整備修繕がなされず、非常時の修理対応に支障をきたすこととなる。

以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。

4 根拠規定

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。